



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(7)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 教育委員会規則

- ※滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則(教職員課) 1
- ※滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則(教育総務課) 2
- ※滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則(教育総務課) 2
- ※滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(教育総務課) 2
- ※滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課) 3
- ※滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則(生涯学習課) 3

○ 教育委員会訓令

- ※滋賀県幼児期教育センター設置規程(幼小中教育課) 3
- ※全国高校総体推進室設置規程(保健体育課) 4
- ※滋賀県教育委員会事務専決規程の一部改正(教育総務課) 5
- ※生徒指導・いじめ対策支援室設置規程の一部改正(幼小中教育課) 5
- ※滋賀県心の教育相談センター設置規程の一部改正(幼小中教育課) 5
- ※滋賀県立学校職員服務規程の一部改正(教職員課) 5
- ※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正(教育総務課) 6
- ※滋賀県立学校事務専決規程の一部改正(教育総務課) 6

○ 教育委員会教育長訓令

- ※滋賀県教育委員会事務処理規程の一部改正(教育総務課) 6

教育委員会規則

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

滋賀県教育委員会規則第2号

滋賀県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和4年文部科学省令第5号。以下「省令」という。)第6条の規定に基づき、滋賀県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、省令第3条第1項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者として医療、心理、福祉または法律に関する専門的な知識および経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に参加することができない。

4 審査会の会議は、非公開で行うものとする。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第3号

滋賀県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会事務局組織規程(昭和53年滋賀県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条の表教育総務課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第25号を削り、第26号を第24号とする。

第4条の表教職員課の項中「人材育成・働き方改革係」を「教員採用育成・働き方改革係」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第4号

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「副参事」の右に「、専門幹」を加え、同条中第17項を第18項とし、第13項から第16項までを1項ずつ繰り下げ、第12項の次に次の1項を加える。

13 専門幹は、課等の事務のうち、課長等が指定する専門的な事務を処理する。

第3条第1項中「ほか、」の右に「学校以外の教育機関()」を加え、「(以下「学校以外の教育機関」という。)に次の」を「をいう。以下同じ。)」には、次の各号に掲げる学校以外の教育機関の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 図書館 館長、課長および所長
- (2) 総合教育センター 所長
- (3) びわ湖フローティングスクール 所長

第3条第3項中「所長」の右に「(図書館の所長を除く。)」を加え、同条第6項中「課長」の右に「または所長(図書館の所長に限る。)」を、「、課」の右に「またはセンター」を加える。

第4条第1項第1号および第2項中「司書」の右に「、学校図書館指導主事」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第5号

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会標準的な職を定める規則(平成28年滋賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「および副参事」を「副参事および専門幹」に改め、「図書館の課長」の右に「および所長」を加え、同条第2項の表中「研修指導主事ならびに」を「研修指導主事、」に改め、「フローティング指導主事」の右に「ならびに図書館の学校図書館指導主事」を加える。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第6号

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県立高等学校通信教育に関する規則(昭和36年滋賀県教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(保護者等の届出等)」に改め、同条第1項中「保護者および保証人」を「保護者等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者その他これに準ずる者をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改める。

第13条中「保護者および保証人」を「保護者等」に改める。

第14条第1項および第15条中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県教育委員会規則第7号

滋賀県立図書館基本規則の一部を改正する規則

滋賀県立図書館基本規則(昭和32年滋賀県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「掲げる課」の右に「およびセンター(以下「課等」という。)」を加え、「当該課」を「当該課等」に改め、同条の表に次のように加える。

「こどもとしょかん」サポートセンター	
--------------------	--

第12条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「課の」を「課等の」に改め、同条の表に次のように加える。

「こどもとしょかん」サポートセンター	1	子どもの読書活動の推進に係る総合的な企画、立案および調整に関すること。
	2	子どもの読書活動の推進に係る学校図書館等の支援に関すること。
	3	子どもの読書活動の推進に係る調査および研究に関すること。
	4	子どもの読書活動の推進に係る広報および啓発に関すること。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第1号

滋賀県幼児期教育センター設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

滋賀県幼児期教育センター設置規程

(設置)

第1条 公立または私立の別および施設の類型にかかわらず幼児期の保育および教育の充実を図るため、滋賀県教育

委員会事務局幼小中教育課に滋賀県幼児期教育センター(以下「センター」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 幼児期の保育および教育の調査研究に関すること。
- (2) 幼児期の保育および教育の研修に関すること。
- (3) 幼児期の保育および教育の指導および助言に関すること。
- (4) 幼稚園(市町が設置するものに限る。第6号において同じ。)の経営管理の指導に関すること。
- (5) 幼稚園に係る教育研究団体の指導に関すること。
- (6) 幼稚園の教育設備に関すること。
- (7) その他幼児期の教育の充実を図るために必要な事項

(職の設置)

第3条 センターに所長を置き、その職にある者は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、センターに滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「センター」と、「課長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 センターの事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)および滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「所長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 センターの庶務は、教育委員会事務局幼小中教育課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第2号

全国高校総体推進室設置規程を次のように定める。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福 永 忠 克

全国高校総体推進室設置規程

(設置)

第1条 令和8年度全国高等学校総合体育大会(以下「高校総体」という。)に関し、その開催の準備を進めるため、滋賀県教育委員会事務局保健体育課に全国高校総体推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

2 推進室に総務・企画係および競技・式典係を置く。

(所掌事務)

第2条 推進室の所掌事務は、高校総体の開催の準備およびこれに付随する事務に関することとする。

(職の設置)

第3条 推進室に室長を置き、その職にある者は、上司の命を受けて推進室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 前項に定めるもののほか、推進室に滋賀県教育委員会事務局および学校以外の教育機関の職員の職の設置に関する規則(昭和34年滋賀県教育委員会規則第9号)第2条または第4条に定めるところにより、必要な職を置く。この場合において、同規則第2条中「課」とあるのは「推進室」と、「課長」とあるのは「室長」と読み替えるものとする。

(事務決裁)

第4条 推進室の事務の決裁については、滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)および滋賀県教育委員会事務専決規程(平成21年滋賀県教育委員会訓令第1号)の定めるところによる。この場合において、これらの訓令中「課長」とあるのは、「室長」と読み替えるものとする。

滋賀県立学校職員服務規程(昭和53年滋賀県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

第10条の次に次の1条を加える。

(高齢者部分休業)

第10条の2 職員(会計年度任用職員を除く。)は、法第26条の3第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則(令和5年滋賀県人事委員会規則第5号)に定める手続をとらなければならない。

第11条中「前4条」を「前5条」に改める。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第7号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程(令和元年滋賀県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

別表第1に次のように加える。

(14) 公立学校における副校長および教頭の業務の円滑な実施に必要な支援に関する業務その他これに準ずる業務として教育長が別に定めるもの	同	1,620
---	---	-------

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県教育委員会訓令第8号

滋賀県立学校事務専決規程(昭和48年滋賀県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

第4条第8号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の3第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認ならびに滋賀県職員の高齢者部分休業に関する条例(令和4年滋賀県条例第46号)第5条の規定に基づく高齢者部分休業の承認の取消しおよび休業時間の短縮

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

滋賀県教育委員会教育長訓令第9号

滋賀県教育委員会事務処理規程(平成17年滋賀県教育委員会教育長訓令第18号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県教育委員会教育長 福永忠克

別表の1事務局の項中「幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室 生い」を

「幼小中教育課児童生徒室	児生	に、
幼小中教育課幼児期教育センター	幼セ	
「保健体育課	保	」を
「保健体育課	保	
保健体育課全国高校総体推進室	総体	に改める。

付則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。